

恵庭市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月8日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第30号

恵庭市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

恵庭市生活保護法施行細則（平成27年規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第30号及び様式第31号を次のように改める。

就労自立給付金申請書

恵庭市保健福祉部長 様

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4. 公金受取口座の利用について(どちらか1つを選択してください)

☐利用する ☐利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。

なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

様式第31号（第14条関係）

就 労 自 立 給 付 金 決 定 調 書													
地 区 名		就労自立番号		ケ ー ス 番 号		世 帯 主 名		支 払 方 法		決 定 内 容		決 定 年 月 日	
決 裁						起 案 年 月 日		決 裁 年 月 日		登 送 年 月 日			
						就 労 自 立 給 付 金 決 定 伺 調書のとおり決定し例文により通知してよいでしょうか。							
	決 定 理 由												
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄													
NO	名 前	収入認定開始月	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	算定対象月 収入充当額 積立額	率	積立合計額
※ 積立額は1円未満の端数を切り捨てた金額となります。 積立合計額は各算定対象月の積立額を合算し、1円未満の端数を切り捨てた金額となります。													
積 立 総 額													
世 帯 構 成													
上 限 額													
支 給 額													

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の恵庭市生活保護法施行細則の規定により行った申請及び決定は、改正後の恵庭市生活保護法施行細則の規定により行った申請及び決定とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の恵庭市生活保護法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。